

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

最高人民会議第10期第4回会議開催

2001年4月5日、最高人民会議第10期第4回会議が平壤の万寿台議事堂で行われた。ここでは最高人民会議の会議内容を概観し、その内容に現れた北朝鮮の政治、外交、経済分野の政策方向についての分析を行いたい。

今回の最高人民会議では、①2000年の内閣の事業報告と2001年の課題、②2000年国家予算決算と2001年国家予算、③最高人民会議休会中に最高人民会議常任委員会が採択した法の承認、④組織問題が討議された。

1999年および2000年の最高人民会議では、議題が国家予算から始まったが、今回は、内閣の事業報告が内閣総理から直接なされたことと、代議員による討論が少なく、会期が1日で終了したこと（1999年は2日、2000年は3日）が特徴的である。

③の法の承認に関しては、承認された法律名（加工貿易法²、開門法³、著作権法⁴）は公表されているが、条文については、今のところ正式には公開されていない⁵。④の組織問題に関しては、報道がなされていない。

具体的な内容については、以下のとおりである。

① 内閣の昨年の事業報告と今年の課題

洪成南総理は、経済全般→重工業→農業→その他の食糧生産→軽工業→文化建設という順で報告を行い、経済に報告時間のほとんどを使った。2000年の経済分野での成果については、「経済建設分野で成し遂げた主要な成果は、先行工業部門に対する投資を増加させ、人民経済の各部門の生産工程と設備を整備・補強するためのたたかいを力強く繰り広げ、経済を活性化させることができるしっかりとした物質技術的土台を準備することであった。」とし、北朝鮮経済が回復基調にあることを強調した。

今年の経済運営に関して、同報告では技術革新が経済建設の主要課題であることを強調しつつ、電力工業、石炭工業、金属工業、鉄道輸送が依然として経済発展のボトルネックとなっていることを認めた。対外経済関係に対しては「対外貿易を発展させることは、国家の経済化を活性化させ、人民生活を高める上で重要な意義をもつ。」と積極的な発言を行っている。しかし、外国直接投資には言及がなかった。国内経済に関しては、社会主義経済原則の枠内で、より弾力的な措置を取ることを明

らかにした。特に、国営企業における分配原則に対しては、多く働いたものが多く収入を得るという原則を明らかにしている。しかし、農業に関してのこの種の言及はない。

対外政策については、「自主、平和、親善」「完全な平等と自主性、相互尊重と内政不干渉、互惠の原則」をキーワードとしている。これは1992年憲法改正以降、北朝鮮の対外政策の基本であり、理論面における北朝鮮の対外政策に大きな変化はないと思われる。

② 前年の決算と今年国家予算

2000年の国家予算収入は、計画204億532万ウォン、実績は209億343万ウォンであり、2.4%の超過達成となった。このうち、地方からの収入が計画を24.1%上回る、13億7,200万ウォンとなった。支出は計画204億532万ウォン、実績は209億5,503万ウォンで2.7%の超過執行となった⁶。

2001年の国家予算は、収入と支出が各々215億7,080万ウォンで、前年比で収入は3.2%、支出は2.9%増加した。国家予算の収入の内、取引収入金が42.3%、国家企業利益金が32.9%であることが発表され。支出の16.2%にあたる34億8,706万ウォンが基本建設資金として支出されることが明らかになった。

また、工場企業所では、独立採算制をとり、計画よりも工業原価は2%、建設原価は3%、流通費は5%以上節約するという数値目標が提示された。

今回の最高人民会議の討議内容には、『労働新聞』2001年1月4日付に掲載された「21世紀は雄大な変化の世紀、創造の世紀である一偉大な領袖金正日同志の言葉から―」で提起されたいわゆる「新思考」に対する具体的な政策提示はなく、代議員による議論も例年に比べて少ない。これは「新思考」が大胆な事業や姿勢の転換を呼びかけているため、どの程度まで踏み込んだ変革を行うべきかについて、各機関・現場に迷いがあるためだと考えられる。このため、学習が進み、「新思考」に対する北朝鮮内部の共通認識ができるまでは、具体的な事業における変化はみられないであろう。変化の内容もさることながら、スピードを上げることが求められているはずなのだが、北朝鮮の人々にとっては、それは大変困難なことようである。

(ERINA調査研究部研究員 三村光弘)

² 加工貿易に関する法規として、1996年2月14日に政務院決定として承認された「自由経済貿易地帯加工貿易規定」がある。

³ この法律の内容は明らかではないが、北朝鮮で「開門」と言えば南浦にある西海開門のことを指すため、韓国では船の出入港や検疫手続を定めているのではないかと推測されている。

⁴ 北朝鮮は世界知的著作権機構(WIPO)の加盟国であるが、工業所有権に関する法規は存在するものの、著作権に関する法規は存在しなかった。また、WIPO著作権条約(WCT)には署名していない。

⁵ 制定されても全文が公開されない法律があるが、これは北朝鮮では珍しいことではない。2001年5月3日に韓国の連合ニュースが加工貿易法の全文を入手したとして、韓国の各紙が報道したが、これは北朝鮮側からの正式の発表でないので、情報の正確性には疑問が残る。

⁶ 内訳は人民経済部門に40.1%、人民生活向上のための追加的施策費と教育、治療、社会保険、社会保障等に38.2%、国防費に14.3%である。